

平成30年度 第1回鳥取市障がい者施策推進協議会

- 日 時：平成30年7月26日（木） 午後1時30分～3時30分
- 場 所：鳥取市障害者福祉センター（さわやか会館）第1研修室

< 日 程 >

1 開 会

2 障がい福祉課長あいさつ

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出

5 会長・副会長あいさつ

6 協議・報告事項

- (1) 鳥取市障がい者施策推進協議会の運営について
- (2) 障がいのある人の現状等について
- (3) 平成30年度 鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業
- (4) 障がい者千五百人雇用の取組について（岡山県総社市）
- (5) 精神障がい者相談員の状況について（北栄町）

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

7 閉 会

福祉部障がい福祉課

鳥取市障がい者施策推進協議会委員名簿

敬称略・順不同

任期		平成29年6月1日～平成31年5月31日	
No.	団体名	役職	氏名
1	鳥取市社会福祉協議会	企画管理課長	竹森 晴久
2	鳥取市民生児童委員協議会	常任理事	谷口 秀雄
3	鳥取市自治連合会	監事	安木 恭次
4	市民活動団体	NPO法人 鳥取青少年ピアサポート 理事長	山本 恵子
5	鳥取市身体障害者福祉協会連合会	副会長	森本 良直
6	鳥取市肢体不自由児者父母の会	副会長	藤原 美江子
7	鳥取市手をつなぐ育成会	会長	大谷 喜博
8	鳥取市精神障がい者家族会	理事	田淵 眞司
9	鳥取市地域自立支援協議会	副会長	影井 千春
10	鳥取公共職業安定所	統括職業指導官	植田 彰夫
11	学識経験者	一般社団法人 とっとり東部権利擁護 支援センター 相談員	松田 悟
12	東部地域代表 (国府・福部)	国府町手をつなぐ育成会会長	西尾 茂
13	南部地域代表 (河原・用瀬・佐治)	佐治町身体障害者福祉協会会長	下田 悟
14	西部地域代表 (気高・鹿野・青谷)	鹿野町身体障害者福祉協会会長	金築 衛
15	公募委員	公募委員	小松 しのぶ
16	公募委員	公募委員	池原 恵理
17	公募委員	公募委員	塚田 洋子

鳥取市障がい者施策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 鳥取市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）に掲げる施策の推進を図るため、鳥取市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、障がい者計画の進捗状況に応じ、施策の推進について必要な事項の調査や審議等を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表に定める団体が推薦する者

(2) 学識経験のある者

(3) 次の地域で総合支所長が推薦する者

ア 東部地域（国府地域、福部地域）

イ 南部地域（河原地域、用瀬地域、佐治地域）

ウ 西部地域（気高地域、鹿野地域、青谷地域）

(4) 公募により選任された者

3 協議会には会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は会務を処理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を福祉部障がい福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会がこれを定める。

附 則

この要綱は平成12年12月12日から施行する。

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は平成15年6月19日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月13日から施行する。

この要綱は平成19年6月1日から施行する。

この要綱は平成21年3月2日から施行する。

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体 名
鳥取市社会福祉協議会
鳥取市民生児童委員協議会
鳥取市自治連合会
市民活動団体
鳥取市身体障害者福祉協会連合会
鳥取市肢体不自由児者父母の会
鳥取市手をつなぐ育成会
鳥取市精神障がい者家族会
鳥取市地域自立支援協議会
鳥取公共職業安定所

鳥取市障がい者施策推進協議会の運営について (平成29年12月議会答弁を受けて)

● 審議内容について

- 当該年度に本市が実施する9つの分野にかかわる事業と予算、説明資料をもってその協議会に説明され、そしてそこで審議していただくことが必要である。
- 今度は施策又は事業の実施状況についてもこの協議会で説明資料をもって定期的に報告し、あるいは説明し、審議していただくことが必要である。

《協議内容》

- ・鳥取県障害者施策推進協議会を参考に資料を作成しています。
- ・この資料について、委員の皆様からの意見をお伺いします。

● 会議内容等の情報公開について

- 会議の開催情報、開催するという時点での情報、それから会議資料や議事録を含む会議の内容と結果などを本市のホームページなどで、障がいのある当事者はもちろんのこと、関係者、そして市民に情報提供することが大事である。

《協議内容》

○ 会議の開催情報の公開について

- ・事前に会議の開催情報を公表し、傍聴者の参加も可能とすることについて、委員の皆様からの意見をお伺いします。

○ 会議の議事録の公開について

- ・現在、議事の概要を作成し、委員の皆様のみを送付しているところです。
- ・議事録を作成し、ホームページで公表することについて、委員の皆様からの意見をお伺いします。

《参考》鳥取県障害者施策推進協議会では、発言委員の名前、発言内容をホームページで公開しています。

平成29年12月議会会議録《抜粋》

○椋田昇一議員

《前略》

次に、人権と福祉のまちづくりについて質問します。

まず、障害者の権利条約に伴う我が国の法制度等の整備と、それらを踏まえた本市の障がい者施策の状況について御説明ください。

《後略》

○深澤義彦市長

《前略》

次に、障がい者施策に係る国の法制度の概況と、それらに対する本市の障がい者施策の状況についてということでお尋ねをいただきました。

障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も平成26年1月にこの条約に批准しております。この間、障害者基本法の改正を初め、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法の成立など、さまざまな法制度が整備されてきたところであります。

本市におきましては、障害者基本法に基づき障がい福祉施策の基本的な方向性を示した鳥取市障がい者計画を平成27年2月に改定いたしまして、生活支援、保健・医療、教育、文化・芸術活動、スポーツ等の振興など9つの分野でさまざまな取り組みを推進しております。この計画では、いつまでも暮らしたい鳥取市共に生きる地域づくり、これを基本理念として、障がいの有無にかかわらず、お互いを理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指しております。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ鳥取市障がい福祉計画も、平成18年から3年ごとに策定し、現在、第5期鳥取市障がい福祉計画の策定作業を進めておりますとともに、児童福祉法の改正により市町村が策定することとなりました鳥取市障がい児福祉計画につきましても、あわせて策定作業を進めておるところでございます。

《後略》

○椋田昇一議員

次の質問に移ります。では、人権と福祉のまちづくりについて質問します。

本市の障がい者施策は障害者基本法に基づいて策定する鳥取市障がい者計画によって総合的、計画的に推進していると、おおむねこういう答弁があったと思います。では、この計画の実施状況等についてはどのように把握し、点検、評価して進行管理が行われているのか、この点についてお尋ねいたします。

○中島陽一福祉部長

鳥取市障がい者計画では、計画の実施状況のフォロー体制として、鳥取市障がい者施策推進協議会や鳥取市地域自立支援協議会において、計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、各種施策の見直しを行うこととしております。鳥取市障がい者施策推進協議会では、毎年の障がいのある方の状況や、生活支援の分野である各種障がい福祉サービスの提供の状況等をお示しするとともに、国の施策の状況等について情報提供し、本市の障がい者施策の現状と方向性について審議していただいております。また、鳥取市地域自立支援協議会におきましても、障がい福祉サービス事業所や相談支援専門員等の活動から把握されたさまざまな地域課題を福祉、教育、就労等の関係機関で共有し、これらの課題の解決に向けて、協議、検討、調整などを行っているところでございます。

○椋田昇一議員

障がい者計画自体は、施策の基本的な方向を9分野にわたって、しかも9年という長期に定めているものであります。したがって、これは運用いかんによっては絵に描いた餅に終わりかねないと。そこで、そうであっては当然いけませんから、実効性あるものにするためには、障がい者計画全体として総合的、計画的に具体的な施策を実施することが不可欠であります。

そこで、障害者基本法は第36条第4項で、市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができるとしておりまして、本市のこの鳥取市障がい者施策推進協議会もこれによって設置されているものだというふうに理解しております。本市はこの設置を要綱で定めています。しかし、今紹介しました根拠法は、条例で定めるところにより置くことができると、こういうふうにしているわけにありますから、私は、できる規定ではありますけれども、設置するのであれば条例によって設置すべきだと思いますけれども、きょうは問題提起にとどめておきたいというふうに思います。

いずれにしても、この協議会は障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・審議し、その施策の実施状況を監視することを任務としているとても重要な機関であります。そこで、この協議会に関して、以下、具体的に何点か質問したいと思っておりますけれども、先ほど部長から答弁いただきましたが、その取り組みが、じゃ、具体的にどのような審議がなされたり、どういう成果を上げ、どう進んでいるのかと、ここにかかわるところがとても大事であります。

そこで、当該年度に本市が実施する9つの分野にかかわる事業と予算、説明資料をもってその協議会に説明され、そしてそこで審議していただくことが必要だというふうに思いますけれども、この点について市長はどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○深澤義彦市長

お答えさせていただきます。9年間、長期にわたるそういう計画であるので、実効性のあるものにすべきであると、こういった御趣旨のお尋ねであると考えております。

協議会の委員の皆様のご御意見も伺ってみたいと思っておりますが、その上で、障がい者施策に係る予算や事業についても説明を行いまして、御意見をいただいでいく、このようなことも検討してまいりたいと考えております。

○**椋田昇一議員**

しっかりそこはやっていただきたいということを申し上げておきます。

次に、今度は施策の、あるいは事業の実施状況のことですけれども、これについてもやはりこの協議会でちゃんと説明資料をもって定期的に報告し、あるいは説明し、審議していただくことが必要だと考えますが、この点について市長はどうお考えでしょうか。

○**深澤義彦市長**

障がい者に関する施策・事業の実施状況につきましても、具体的な説明資料等によりまして、定期的に報告、御審議をいただくということも検討してまいりたいと考えております。

○**椋田昇一議員**

答弁がありましたように、しっかりそこは今後取り組んでいただきたいと思えます。

次は情報提供に関してであります。

市長は、政策形成過程からの情報公開と市民参画の推進ということを常々市政の推進において言っておられます。昨日も角谷議員の質問がありました。障がい者に関する施策の推進を審議するというこの重要な、先ほど来議論しております協議会についてでございますが、会議の開催情報、開催するという時点での情報、それから会議資料や議事録を含む会議の内容と結果などを本市のホームページなどで、障がいのある当事者はもちろんのこと、関係者、そして市民に情報提供することも私はとても大事なことだというふうに考えております。この点について市長はどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○**深澤義彦市長**

現在は開催結果のみ掲載しておるところではありますが、事前の開催案内、また会議資料につきましてもホームページで公開してまいりたいと考えております。また、議事録につきましても、鳥取市障がい者施策推進協議会の委員の皆様のご御意見も伺った上で、可能な限り作成して、それを公開してまいりたいと考えております。

○**椋田昇一議員**

私は何点か提起しながら市長から御答弁いただきました。しっかりその答弁を踏まえて取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に移る前に、参考のために一、二、紹介しておきたいことがあります。本市だけではなくて当然鳥取県もこの障がい者施策推進協議会を設置しております。会議を開催するに当たっては、その開催情報を提供し、そして、その中で、会議の傍聴

を希望される人には、手話通訳、要約筆記等の情報保障を必要とされる方は必要な情報保障についていついつまでに御連絡くださいと、こういうような広報もなさっております。また、会議には点字による会議資料も準備されて運営されているようでありまして、今後の本市の協議会の運営に当たって、これらの点も参考にしながら進めていただきたい、このようにお願いしておきたいと思っております。

障がいのある人等の現状

1 障がい者手帳所持者数の状況

(1)人口

(単位:人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	対前年
総人口(人)	191,772	191,152	190,139	188,739	-1,400
男性(人)	92,302	92,064	91,604	90,891	-713
女性(人)	99,470	99,088	98,535	97,848	-687
15歳未満(人)	26,141	25,955	25,560	25,132	-428
15歳～65歳未満(人)	115,584	113,888	112,374	110,637	-1,737
65歳以上(人)	50,047	51,309	52,205	52,970	765

(住民基本台帳 毎年3月31日現在)

(2)障がい者手帳所持者数

(単位:人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	比率
全体	448	10,555	10,937	
身体障がい者	159	7,066	7,225	66.06%
知的障がい者	270	1,531	1,801	16.47%
精神障がい者	19	1,892	1,911	17.47%

(平成30年4月1日現在)

(3) 身体障がいのある人の状況

① 等級別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
1級	2,522	2,505	2,570	2,576	2,540	2,536	2,545	2,454	33.97%
2級	1,392	1,379	1,327	1,280	1,242	1,207	1,200	1,163	16.10%
3級	1,177	1,177	1,190	1,202	1,165	1,136	1,121	1,079	14.93%
4級	1,613	1,628	1,678	1,727	1,722	1,683	1,688	1,661	22.99%
5級	438	430	416	405	397	398	388	367	5.08%
6級	539	532	529	532	517	522	510	501	6.93%
合計	7,681	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	

(各年度4月1日現在)

② 年齢別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
18歳未満	175	178	175	172	168	170	161	159	2.20%
18歳以上64歳未満	7,506	7,473	7,535	7,550	7,415	7,312	7,291	1,892	26.19%
65歳以上								5,174	71.61%
合計	7,681	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	

(各年度4月1日現在)

③ 障がい種別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
肢体不自由	4,515	4,486	4,486	4,458	4,373	4,279	4,191	4,041	55.93%
内部障害	1,717	1,735	1,816	1,869	1,856	1,863	1,932	1,895	26.23%
聴覚・平衡機能障害	799	800	799	794	779	783	781	767	10.62%
視覚障害	571	551	530	521	493	476	464	448	6.20%
音声・言語障害	79	79	79	80	82	81	84	74	1.02%
合計	7,681	7,651	7,710	7,722	7,583	7,482	7,452	7,225	

(各年度4月1日現在)

(4) 知的障がいのある人の状況

① 障がいの程度別手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
A	573	580	601	600	609	628	631	626	34.76%
B	934	972	1,039	1,065	1,111	1,152	1,150	1,175	65.24%
合計	1,507	1,552	1,640	1,665	1,720	1,780	1,781	1,801	

(各年度4月1日現在)

② 年齢別療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
18歳未満	289	272	283	276	276	286	286	270	14.99%
18歳以上64歳未満	1,218	1,280	1,357	1,389	1,444	1,494	1,495	1,359	75.46%
65歳以上								172	9.55%
合計	1,507	1,552	1,640	1,665	1,720	1,780	1,781	1,801	

(各年度4月1日現在)

(5)精神障がいのある人の状況

①障がいの程度別手帳所持者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
1級	202	217	226	243	235	198	236	241	12.61%
2級	1,080	1,177	1,294	1,402	1,324	1,298	1,499	1,507	78.86%
3級	92	102	105	126	122	124	148	163	8.53%
合計	1,374	1,496	1,625	1,771	1,681	1,620	1,883	1,911	

(単位:人)

(各年度4月1日現在)

②年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	比率
18歳未満	4	6	9	12	14	9	10	19	0.99%
18歳以上64歳未満	1,370	1,490	1,616	1,759	1,667	1,611	1,873	1,467	76.77%
65歳以上	1,374	1,496	1,625	1,771	1,681	1,620	1,883	1,911	22.24%
合計	1,374	1,496	1,625	1,771	1,681	1,620	1,883	1,911	

(単位:人)

(各年度4月1日現在)

③自立支援医療費(精神通院)受給者数の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計(人)	3,070	2,294	2,553	2,569	2,548	3,041	3,236	3,171

(単位:人)

(各年度4月1日現在)

(6) 難病患者の状況

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特定医療費(指定難病)受給者 証所持者数(人)	963	1,074	1,114	1,175	1,228	1,341	1,383	1,258
小児慢性特定疾患認定患者数(人)	137	155	151	154	165	170	175	195
合計	1,100	1,229	1,265	1,329	1,393	1,511	1,558	1,453

※特定医療費(指定難病)受給者証所持者数については、平成26年度以前は特定疾患認定患者数(人)

(各年度4月1日現在)

※医療費助成の対象となる指定難病は、H27.1.1に56疾患から110疾患へ、H27.7.1に306疾患へ、H29.4.1に331疾病へ変更となっています。

2 障がいのある児童の状況

①特別支援学校の就学状況

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学部(人)	74	75	70	72	79	61	86	
中学部(人)	66	56	68	60	65	73	67	
高等部(人)	140	133	114	102	91	82	76	
合計	280	264	252	234	235	216	229	0

※鳥取盲学校、鳥取聾学校、鳥取養護学校、白兔養護学校、鳥取大学附属特別支援学校

※H28年度までは鳥取市在住者のみ

(各年度5月1日現在)

②特別支援学級の設置状況

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	学級数	76	75	77	83	83	94	102
	児童数	181	168	185	210	210	264	319
中学校	学級数	33	33	33	38	39	40	39
	生徒数	93	100	106	125	124	144	160
義務教育学校	学級数							5
	生徒数							10
合計	学級数	109	108	110	121	122	134	146
	児童・生徒数	274	268	291	335	334	408	489

(各年度5月1日現在)

③特別支援学級の内訳

【小学校】	○知的障がい特別支援学級	H28	H29	H30	【小学校】通級学級	H28	H29	H30
	○自閉症・情緒障がい特別支援学級	36学級	39学級	41学級	通級指導(言語指導)	2学級	2学級	2学級
	○肢体不自由特別支援学級	40学級	41学級	40学級	通級指導(発達指導)	5学級	5学級	6学級
	○難聴特別支援学級	9学級	11学級	10学級	合計	7学級	7学級	8学級
	○弱視特別支援学級	5学級	6学級	6学級				
	○病弱特別支援学級	0学級	0学級	2学級				
	○言語障がい特別支援学級	3学級	4学級	2学級				
合計	1学級	1学級	1学級					
合計	94学級	102学級	102学級					
【中学校】	○知的障がい特別支援学級	H28	H29	H30	【中学校】通級学級	H28	H29	H30
	○自閉症・情緒障がい特別支援学級	14学級	15学級	14学級	通級指導(発達指導)	1学級	2学級	2学級
	○肢体不自由特別支援学級	23学級	23学級	22学級				
	○難聴特別支援学級	1学級	0学級	3学級				
	合計	40学級	40学級	39学級				
【義務教育学校】	○知的障がい特別支援学級	H28	H29	H30				
	○自閉症・情緒障がい特別支援学級	0学級	0学級	3学級				
	○肢体不自由特別支援学級	0学級	0学級	2学級				
	○難聴特別支援学級	0学級	0学級	5学級				
	合計	0学級	0学級	5学級				

平成 30 年度 鳥取市障がい者計画にかかわる主な事業

I 生活支援

1 事業名：相談支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：91,300,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：91,300,000 円
- (3) 事業の概要

基幹相談支援事業所を設置するとともに、市内 6 か所の指定相談支援事業所に一般相談支援事業を委託する。

- 基幹相談支援事業所：鳥取市基幹相談支援センター（鳥取市社会福祉協議会内 2 名）
- 一般相談委託事業所：障がい者支援センターそよかぜ（5 人）、障害者支援センターしらはま（4 人）、相談支援センターサマーハウス（4 人）、相談支援事業所アプローズ（1 人）、地域生活支援センターみんなの家（1 人）、和貴の郷（1 人）

2 事業名：地域自立支援協議会設置事業

- (1) 平成 30 年度当初予算額：198,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：357,000 円
- (3) 事業の概要

障がいのある人が地域で生活を営む上での地域課題を関係機関で情報共有し、課題解決を図るため、地域自立支援協議会を運営する。

- 定例会・運営会議（2 か月に 1 回）
- 6 部会

居宅サポートネットワーク、就労支援部会、相談支援部会、地域移行・権利擁護部会、乳幼児期支援部会、放課後等デイサービス部会

3 事業名：身体・知的障害者相談員設置事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：663,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：663,000 円
- (3) 事業の概要

身体障害者福祉法第 12 条の 3 に基づく身体障害者相談員制度及び知的障害者福祉法第 15 条の 2 に基づく知的障害者相談員制度を運営する。

- 任期 2 年（平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月）
- 身体障害者相談員 17 人、知的障害者相談員 7 人

4 事業名：重症心身障がい児・者等受入事業所看護師配置助成事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：8,568,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：8,243,000 円

(3) 事業の概要

医療的ケアの必要な児童を受け入れる放課後等デイサービス事業所等に対して基準以上に配置する看護師等の人件費に係る経費を支援する。

○看護師等の人件費

- ・指定放課後等デイサービス事業所等

勤務時間 6時間以上の場合 13,120円/日

4時間～6時間未満 6,560円/日

- ・指定生活介護事業所等

勤務時間 9,920円/日

5 事業名：重症心身障がい児者等日中支援事業費

(1) 平成30年度当初予算額：29,093,000円

(2) 平成29年度当初予算額：26,941,000円

(3) 事業の概要

重症心身障がい児者等の日中支援を行う生活介護事業所及び放課後等デイサービス事業所における生活支援員の配置に対して支援する。

※対象となる重症心身障がい児者

- ・障害程度区分が4以上
- ・二肢以上に麻痺等があること。
- ・障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。
- ・療育手帳「A」所持程度の知的障がいがあること。

○生活介護事業所利用 一人当たり 2,900円/日

放課後等デイサービス事業利用 一人当たり 1,900円/日

6 事業名：重症心身障がい児者等短期入所利用支援事業費

(1) 平成30年度当初予算額：1,206,000円

(2) 平成29年度当初予算額：1,541,000円

(3) 事業の概要

重症心身障がい児者等の日中支援を行う短期入所事業所における生活支援員の配置に対して支援する。

○短期入所事業所利用 一人当たり 6,700円/日

7 事業名：施設入所障がい児・者在宅生活支援事業費

(1) 平成30年度当初予算額：158,000円

(2) 平成29年度当初予算額：180,000円

(3) 事業の概要

施設入所中の障がい児・者の一時帰宅又は入院中の精神障がい者等が地域移行に向けての一時帰宅を行う場合等に必要となる在宅サービスを提供する。

○対象者：次のいずれかに該当し、かつ、本サービスを利用しなければ帰宅する

ことが困難である障がい児・者

①障害者支援施設等に入所している者であって、かつ、援護の実施者が本市である施設入所者

②障害児施設に入所している児童（通園を除く。）

③地域移行に向けての一時帰宅を行う入院者（精神障害者）

○対象となるサービス：居宅介護及び行動援護介護

○利用上限時間：一人当たり年間 20 時間を上限

8 事業名：要医療障がい児・者在宅生活支援事業費（家庭外看護師派遣支援事業）

(1) 平成 30 年度当初予算額：26,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：26,000 円

(3) 事業の概要

経管栄養等の医療行為を常時または適時に必要とする障がい児・者が家庭外で活動する際に看護師の派遣費用を一部助成する。

○対象者：常時又は適時に保護者の付添い介護による経管栄養・たん吸引・導尿等の医療行為が必要な要医療障がい児・者

○対象事業：対象となる要医療障がい児・者が、公民館等のひとつの家庭外活動の場所に 4 人以上が集まって活動する場合

○対象経費：看護師等の派遣費用（30 分当たり 4,150 円を限度（利用者 4 人当たり看護師等 1 人を基本）

9 事業名：グループホーム夜間世話人配置事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：8,531,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：7,967,000 円

(3) 事業の概要

知的・精神障がい者グループホームに安定的運営と利用者の安全を確保するために配置する夜間世話人の人件費を助成する。

○補助対象：次の事業を行う夜間世話人等の配置に係る経費を補助する。

・パニック等の防止、緩和等、災害や犯罪等発生時の利用者の安全確保

・日常生活動作支援（就寝支援、排せつ介助等）

・医療的ケアが必要な重度障がい者専任の生活支援員の配置に係る経費

○補助基準：[配置体制及び障害程度区分に応じた単価] × [支援日数] × [鳥取市援護者数]

10 事業名：障がい児・者地域生活体験事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：523,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：480,000 円

(3) 事業の概要

地域生活を体験できる住宅を利用し、1泊2日～3か月の期間で在宅生活を体験するための経費を助成する。

1 1 事業名：重度身体障がい者等在宅生活支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：185,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：185,000 円

(3) 事業の概要

排痰補助装置の貸与に要する経費を助成する。

○対象者：次のいずれかに該当する常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児・者

・神経・筋疾患

・脊髄損傷や脳原性麻痺に起因する頸直型四肢麻痺等による慢性呼吸不全

○対象経費：リース料（月額上限額：23,100 円）

1 2 事業名：入院時付添依頼助成事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：128,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：192,000 円

(3) 事業の概要

人工呼吸器が必要な重症障がい児・者の入院時の付添の代替を依頼する費用を助成する。

○対象者

・重症心身障がい児・者

・両上下肢・体幹・呼吸機能障がいがある身体障害者 1 級（又は準ずる）方で先天性神経筋疾患の障がいのある方又は頭部外傷、脊髄損傷等のある方

○対象となるサービス：付き添いを依頼する費用（1 時間当たり 1,600 円）

○利用上限時間：年間 60 時間を上限

1 3 事業名：エアーマットレス・レンタル助成事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：84,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：168,000 円

(3) 事業の概要

全身性運動障がいのある方に褥瘡予防のためにエアーマットをリースする際の経費の一部を助成する。

○対象者：次のいずれにも該当する障がい児・者のうち体幹・両上下肢機能低下により、体位変換が自力でできない方

・重症心身障がい児・者

・市内において在宅生活を送っている方

・身体障がい者手帳を取得されている方

・脳原性麻痺や神経・筋疾患などに起因する全身性運動機能障がいのある方

○補助対象経費：エアーマットのリース経費（上限：10,000 円／月）

1 4 事業名：介護給付費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：57,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：520,000 円
- (3) 事業の概要

障害福祉サービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。(特例介護給付費)

1 5 事業名：補装具給付費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：54,618,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：58,460,000 円
- (3) 事業の概要

身体障がいを補うための補装具費（購入・修理）を給付する。利用者負担は原則 1 割となり、残りの 9 割を支給する。

- 肢体不自由 義肢、(電動)車椅子、座位保持装置等
- 聴覚障がい 補聴器
- 視覚障がい 盲人安全杖、義眼、眼鏡
- その他 重度障がい者用意思伝達装置等

1 6 事業名：高額障害福祉サービス費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：280,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：299,000 円
- (3) 事業の概要

障害者自立支援法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯における月額負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

1 7 事業名：日常生活用具給付事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：49,273,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：50,868,000 円
- (3) 事業の概要

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むための物品の購入経費を助成する。

1 8 事業名：訪問入浴サービス事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：1,243,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：3,264,000 円
- (3) 事業の概要

重度の身体障がいのある方の家に訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する。

19 事業名：地域活動支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：11,880,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：12,000,000 円
- (3) 事業の概要

精神障がい者の創作活動や社会との交流の場等として設置する地域活動支援センター（サマーハウス）の運営を支援する。

20 事業名：日中一時支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：4,837,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：4,161,000 円
- (3) 事業の概要

障がい児・者の居宅介護事業所等における日中一時預かりサービスを提供する。

○対象者：身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい児・者

○事業内容：日中一時預かり（宿泊を伴わない一時預かり）、送迎サービス、入浴サービス

○利用者負担：1割

21 事業名：その他生活支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：1,247,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：1,441,000 円
- (3) 事業の概要

障がいの程度の軽い方を対象とした日中活動の場、生きがいつくりの場等を提供するデイサポートサービスを提供

○実施場所：鳥取市障害者支援センター（さわやか会館）

22 事業名：国民健康保険団体連合会負担金等

- (1) 平成 30 年度当初予算額：4,301,755,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：4,188,792,000 円
- (3) 事業の概要

障害福祉サービスを提供している事業所へ、障害福祉サービス費として居宅介護などの介護給付費、自立訓練などの訓練等給付費、相談支援事業の一環として実施するサービス利用計画作成費、施設入所者等に対する特定障害者特別給付費等を支給する。（鳥取県国民健康保険団体連合会経由）

23 事業名：強度行動障がい者入居等支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：5,885,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：2,943,000 円
- (3) 事業の概要

重度の強度行動障害のある人を施設で支援する際の人員配置に対し、必要となる人件費と報酬の差額分を助成する。

○差額分の単価：245,197 円/月・人

2 4 事業名：肢体不自由児育成事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：130,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：130,000 円

(3) 事業の概要

障がいのある児童へ記念品を贈呈する。

2 5 事業名：難聴児補聴器購入助成事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：222,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：222,000 円

(3) 事業の概要

身体障害者手帳を所持しない難聴児に対する補聴器の購入等を助成する。

○対象者：次に該当する中軽度の難聴児

・身体障害者手帳の交付対象外（両耳聴力が 30dB 以上）

・18 歳に到達した年の年度末まで

・市町村民税所得割額の最多課税額が 4 6 万円未満

○対象経費：補聴器の購入等費用（耐用年数期間の購入制限、修理・再購入の要件等あり）

2 6 事業名：障がい児を育てる地域の支援体制整備事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：1,000,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：1,000,000 円

(3) 事業の概要

障がい児を療育する放課後等デイサービス事業所等に対して必要な医療器具の購入に係る経費を助成

○事業対象：エアーマット、吸引器、姿勢保持具、感覚統合遊具、コミュニケーションツール等、医療ケアやリハビリテーションの実施に必要な備品購入費

○対象経費：1 事業所当たり 1,000 千円以内（年間）

2 7 事業名：特別児童扶養手当事務費

(1) 平成 30 年度当初予算額：627,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：616,000 円

(3) 事業の概要

日常生活において介護を必要とする在宅の障がい児の養育者へ特別児童扶養手当を支給する。

区分	月額
20歳未満の児童1人につき	1級 51,700円
	2級 34,430円

(H30.4.1現在)

28 事業名：児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費

- (1) 平成30年度当初予算額：82,000円
- (2) 平成29年度当初予算額：77,000円
- (3) 事業の概要

児童発達支援センター利用者負担金を軽減する。

○対象者

- ・児童発達支援センター、保育所等又は児童発達支援センターに通う児童が合計2人以上いる保護者
- ・第3子以降の子どもが児童発達支援センターに通う保護者

○軽減内容：児童発達支援センター利用者負担金を軽減【1/4免除】

29 事業名：国民健康保険団体連合会負担金（障がい児対象分）

- (1) 平成30年度当初予算額：527,694,000円
- (2) 平成29年度当初予算額：442,673,000円
- (3) 事業の概要

障がい児給付費としてサービスを提供している事業所へ、障害児通所給付費等として、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費等を支給する。（鳥取県国民健康保険団体連合会経由）

30 事業名：障害児通所給付費

- (1) 平成30年度当初予算額：84,000円
- (2) 平成29年度当初予算額：84,000円
- (3) 事業の概要

障害児通所支援のサービス利用申請後、支給決定までの間にやむを得ない事情によりサービスを利用した場合は、事業所に一端全額を支払う必要があるが、その後利用者の申請に基づき利用者負担額を除いた額を給付する。（特例障害児通所支援給付費）

31 事業名：高額障害児通所給付費

- (1) 平成30年度当初予算額：198,000円
- (2) 平成29年度当初予算額：225,000円
- (3) 事業の概要

児童福祉法に基づき、同じ者が法の異なるサービスを受けた場合や、同一世帯に障害児通所支援、障害児入所支援のサービスを利用する者が複数いる場合等に利用者負担上限額を超過した部分の負担金を償還払いにより助成する。

3 2 事業名：肢体不自由児通所医療費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：56,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：25,000 円
- (3) 事業の概要

医療と療育を必要とする障がい児対象の「医療型児童発達支援(鳥取療育園等)」における肢体不自由児通所医療費を給付する。

3 3 事業名：障害者福祉センター管理運営費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：43,678,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：43,610,000 円
- (3) 事業の概要

鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)の管理運営を行う。(指定管理：鳥取市社会福祉協議会)

II 保健・医療

1 事業名：自立支援医療費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：206,801,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：238,502,000 円
- (3) 事業の概要

更生医療、育成医療に係る医療費の一部を助成する。

○更生医療

- ・対象：18 歳以上で身体障害者手帳を所持するものであって、医療を施術することにより、身体機能の改善、維持等の確実な治療効果が期待できる場合
- ・対象疾患：心臓弁置換・ペースメーカー埋め込み、人工透析等

○育成医療

- ・対象：18 歳未満の児童で現在身体に障がいがあるか、又は現に治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる疾患で、手術などの治療によりその症状が軽くなると認められる場合
- ・対象疾患：口蓋裂、脊椎側彎症等

2 事業名：療養介護医療費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：43,576,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：42,357,000 円
- (3) 事業の概要

療養上の管理や医学的管理の下における介護等の医療部分を給付する。

3 事業名：障がい者歯科診療所運営補助金

- (1) 平成 30 年度当初予算額：773,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：763,000 円

(3) 事業の概要

一般歯科医院での診療が難しい心身障がい児（者）の歯科保健指導・歯科診療を行う鳥取県口腔総合保健センターの運営を支援する。

4 事業名：障がい者社会参加支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：616,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：603,000 円

(3) 事業の概要

B型事業所等での作業も困難な状態にある在宅の精神障がい者が活動を通して交流を図るさわやかサロン等を開催する。

5 事業名：高次脳機能障がい支援普及事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：62,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

市町村担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障害者家族会等高次脳機能障がいの方の支援に携わる職員を対象に事例検討、意見交換会を実施する。

6 事業名：アルコール・薬物関連問題家族教室事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：242,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族等に対し、家族教室を開催する。

7 事業名：精神科救急医療体制整備事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：25,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

精神保健福祉法第 34 条に基づき、精神保健指定医、看護師等を派遣し、診察・判定を行うとともに、民間病院車により患者移送体制を整備する。

8 事業名：精神衛生費

(1) 平成 30 年度当初予算額：382,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院等を実施する。

9 事業名：アルコール・薬物等依存症支援対策事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：285,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

アルコール・薬物関連問題で悩んでいる家族に対し、講義と話し合いの場を提供する。

1 0 事業名：精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：251,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

地域と病院との交流事業、地域移行推進会議、実務担当者会議を開催する。

1 1 事業名：アルコール健康障害対策事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：138,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

アルコールをはじめとする各種依存症に関する地域の課題を検討する研究会等を開催する。

1 2 事業名：難病等医療費助成事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：7,632,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

指定難病に係る医療費の一部を公費負担するとともに、在宅人工呼吸器使用患者支援事業を実施する。

○対象疾病：331 疾病

○自己負担：原則 2 割（現行 3 割の方は 2 割、1 割の方は 1 割）で、所得区分に応じた月額負担上限額あり。

1 3 事業名：難病患者療養支援事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：453,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

在宅難病患者の一時入院事業を実施するとともに、難病患者に対し、訪問相談、医療相談、訪問指導等を行う。

Ⅲ 教育、文化芸術・スポーツ等の振興

1 事業名：特別支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：7,941,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：7,139,000 円

(3) 事業の概要

○鳥取市障がい者福祉週間（5/23～29）事業

- ・ふれあい広場
- ・障がい者アート作品展

○障害者基本法に基づく障がい者週間（12/3～9）事業

- ・街頭啓発活動
- ・障がい者週間啓発大会

○手話情報番組制作事業

○障がい者団体育成事業

○障がい者福祉バス借上支援事業

IV 雇用・就業、経済的自立の支援

1 事業名：就労継続支援B型事業所通所助成事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：6,290,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：6,072,000 円

(3) 事業の概要

就労継続支援B型事業所に通所する障がいのある方に対し、通所に要する費用の一部を助成する。

○助成割合：通所に要する実費相当部分の 1/3

2 事業名：福祉の店運営費補助金

(1) 平成 30 年度当初予算額：6,347,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：6,397,000 円

(3) 事業の概要

障がい者製作品の常設販売を行う「福祉の店」の運営経費を助成する。

○助成対象：福祉の店レインボウ、ユーカリ

3 事業名：心身障害者扶養共済事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：1,398,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：1,552,000 円

(3) 事業の概要

心身障害者扶養共済制度加入者に対して、掛金の一部を助成する。

4 事業名：特別障害者手当費

(1) 平成 30 年度当初予算額：91,907,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：95,216,000 円

(3) 事業の概要

在宅の重度障がい者等に対して特別障害者手当を支給する。

区分	月額
障害児福祉手当	14,650 円
特別障害者手当	26,940 円
福祉手当（経過措置）	14,650 円

(H30.4.1 現在)

V 生活環境

1 事業名：障がい者住宅改良助成費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：433,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：433,000 円
- (3) 事業の概要

障がい者のために行う既存の居室、トイレ、浴室、玄関等の改良経費の一部を助成する。

2 事業名：障害者住宅整備資金貸付事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：2,501,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：2,501,000 円
- (3) 事業の概要

本市に居住する重度の障がい者（身障 1 級～4 級所持者、療育手帳 A 所持者）又はその障がい者と同居する親族に対し障がい者の居住環境を整備する資金を融資する。

3 事業名：重度障がい者（児）タクシー料金助成費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：13,641,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：13,814,000 円
- (3) 事業の概要

所得税及び市民税非課税の重度障がい（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定又は精神障害者保健福祉手帳 1 級）のある方に対して、タクシー料金の一部（初乗り運賃相当額（640 円を上限））を助成する。

4 事業名：障がい者福祉バス運行事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：161,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：141,000 円
- (3) 事業の概要

社会福祉協議会が所有するリフト付バスを障がい者福祉バスとして運行する。

5 事業名：移動支援事業費

- (1) 平成 30 年度当初予算額：7,302,000 円
- (2) 平成 29 年度当初予算額：6,389,000 円

(3) 事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を実施する。

6 事業名：社会参加促進事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：2,271,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：3,589,000 円

(3) 事業の概要

身体障がいのある方が所有し運転する自動車等の改造又は車両購入経費を助成、点字広報・声の広報の発行等を行う。

7 事業名：社会福祉施設等施設整備事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：81,806,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助する。

8 事業名：グループホームスプリンクラー等設置促進事業

(1) 平成 30 年度当初予算額：175,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

国庫補助対象外のグループホームにおける簡易型スプリンクラーの設置費用の一部を補助する。

VI 情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

1 事業名：電話リレーサービス事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：145,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：146,000 円

(3) 事業の概要

聴覚障がい者個人のファックス・メールに定期的に市報・福祉情報等を「さんさんだより」で提供する。

2 事業名：コミュニケーション支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：26,512,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：25,258,000 円

(3) 事業の概要

手話通訳者設置事業、意思疎通支援事業、生活支援事業、手話通訳奉仕員養成研修事業及び点訳朗読奉仕員養成事業を実施する。

3 事業名：盲ろう者支援センター運営事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：6,564,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

盲ろう者向け通訳・介助員養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を実施する。

4 事業名：聴覚障がい者意思疎通支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：29,010,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：

(3) 事業の概要

手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施する。

Ⅶ 安全・安心

1 事業名：聴覚障がい者用ファックス設置費

(1) 平成 30 年度当初予算額：31,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：31,000 円

(3) 事業の概要

聴覚障がい者用ファックスを消防局に設置し聴覚障がい者の情報収集と緊急時の相互連絡体制を確保する。

2 事業名：緊急通報体制等整備事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：207,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：83,000 円

(3) 事業の概要

ひとり暮らしの重度障がい者に対し、緊急通報装置を設置する。

Ⅷ 差別の解消及び権利擁護の推進

1 事業名：障がい者差別解消推進事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：169,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：335,000 円

(3) 事業の概要

障がい者差別解消支援地域協議会を運営する。

2 事業名：障害者虐待防止対策支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：147,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：152,000 円

(3) 事業の概要

障がい者虐待防止ネットワーク協議会を運営する。

3 事業名：障がい者成年後見制度利用支援事業費

(1) 平成 30 年度当初予算額：12,550,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：12,598,000 円

(3) 事業の概要

成年後見制度の利用支援

○市長申し立て：2親等以内の親族がいない場合などにおいて、市長が裁判所に成年後見の申し立てを行う。

○成年後見制度利用支援事業：後見人等が生活保護受給者である場合など、資力がない場合に後見人報酬を助成する。

○権利擁護センター運営支援事業：鳥取市社会福祉協議会が設置した「鳥取市権利擁護センター「かけはし」」の運営を補助する。

Ⅷ 行政サービス等における配慮

1 事業名：身体障がい者福祉行政事務費

(1) 平成 30 年度当初予算額：5,827,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：5,096,000 円

(3) 事業の概要

障がい福祉推進全般に係る事務経費（非常勤職員・臨時職員人件費含む。）

2 事業名：障害者施策推進費

(1) 平成 30 年度当初予算額：265,000 円

(2) 平成 29 年度当初予算額：179,000 円

(3) 事業の概要

鳥取市障がい者施策推進協議会の運営を行う。

障がい者千五百人雇用の取組について（岡山県総社市）

1 総社市について

- ・人口：68,649 人（現在も微増傾向）
- ・世帯数：27,173 人
- ・面積：211.90 k m²

2 取組の経緯

年月	内容	備考
H20.9	リーマンショック	
H22.12	新設県立支援学校誘致→倉敷市に決定	「学ぶ場は倉敷、働く場は総社」と方針転換
H23.4	「障がい者千人雇用」事業開始	H27 年度末までの 5 か年計画
H23.7	「就労支援ルーム」の設置（総社市嘱託職員 2 名常駐）	ハローワーク総社と「福祉から就労」支援協定を締結（H23.5.23）
H23.10	総社商工会議所と包括協定締結	
H23.12	「障がい者千人雇用推進条例」を制定	
H24.4	「障がい者千人雇用センター」を設置	総社市社会福祉協議会内に設置
H26.6	「就労支援支援金制度」の創設	福祉就労から一般就労へ移行し、6 か月間以上就労継続した方に 10 万円を支給
H29.5	障がい者就労 1,000 人達成	H29.5 月集計で 1,003 人
H29.9	「障がい者千五百人雇用」事業開始	

- ・リーマンショック時に外国人労働者の解雇が問題に。その対策でハローワークと連携し取組を行い、緊密な関係が構築

3 取組の体制

機関	体制	備考
障がい者千五百人雇用センター	5 名（センター長、雇用ワーカー 3 名、臨時職員）	総社市社会福祉協議会に委託
ハローワーク総社	6 名（就職支援ナビゲーター 3 名、相談員 1 名、統括官 2 名）	左欄に加えて総社市嘱託職員 2 名常駐
総社市役所	5 名（部長、課長、係長、主任（1 名）、自立支援推進員（嘱託））	

※総社市には、障害者就業・生活支援センターがなく（倉敷市に所在）、障がい者千五百人雇用センターがその機能を担っている。

※千五百人雇用センターの職員は、登録者に対してマッチングから生活までマンツーマンでサポートを行うとともに、企業など就労先へのアフターケアも担当

4 就労者数の推移

年月	一般就労				福祉的就労			合計
	市内	市外	市役所	計	市内	市外	計	
H30.4	362	190	12	564	308	103	411	975
H29.5	369	195	13	577	313	113	426	1,003
H28.4	345	172	12	529	295	85	380	909
H27.4	327	159	15	501	269	82	351	852
H26.4	277	123	15	415	255	66	321	736
H25.4	244	73	11	328	221	52	273	601
H24.4	241	27	9	277	157	49	206	483
H23.11	230	11	9	250	124	46	170	420
H23.4	—	—	—	80	—	—	100	180

《カウントの基準》

- ・総社市内の事業所において就労している障がい者
- ・総社市外の事業所において就労している総社市在住の障がい者
- ・千五百人雇用センターを通じて就労するなど総社市の取組に基づき就労している障がい者

※H23.4月の取組時には、障がい者の一般就労人数の把握ができなかったが、H23.5月のハローワークとの協定により、一般就労者の把握ができるようになった。

※H29の倉敷市でのA型事業所の閉鎖により、H30の就労者数が減少

※総社市は製造業、流通業が多い。

5 就労継続支援事業所増加

区分	H23.4月	H30.6月
就労継続支援A型事業所	0事業所	7事業所
就労継続支援B型事業所	2事業所	9事業所

※市の支援は特になし。障がい者千五百人雇用施策の効果

6 関連施策

(1) 総社市「地・食べ事業」との連携（農福連携）

就労継続支援事業所が「そうじゃ地・食べ公社」から格安で質の高い苗を購入し、育て、「そうじゃ地・食べ公社」へ販売（学校給食や市内8か所のスーパーに設置されている「地・食べ市場」で販売）

(2) デマンド交通乗合タクシー「雪舟くん」の活用

市内であれば、通常300円の運賃が、手帳を提示すれば200円で利用可能

(3) 障がい者向け就職面接会の開催

市が主催となり、ハローワーク総社等との共催により面接会を実施。30人～50人参加し、1～2割が就職へ

(4) 広報活動により障がい者雇用をアピール

市の広報紙「公報そうじゃ」において、障がい者の働く姿を表紙・特集などで掲載

(5) センtralロビーカフェ

総社市役所中庭に、就労継続支援事業所の出店スペースを確保。火・水・金に5つの事業所が出店

(6) 障がい者就労移行支援金支給制度

福祉的就労から一般就労へ移行し、6か月間継続して就労した方に就労支援金10万円を支給

- ・ H30 予算 5人 50万円
- ・ H29 実績 5人 50万円
- ・ H28 実績 3人 30万円

(7) コンビニエンスストアとの連携

コンビニに協力してもらい、就労継続支援事業所のクッキー、ジャム等を販売

7 課題

- ・ 障がい者の平均給与収入の向上
- ・ 障がい福祉サービス給付費の増加（就労継続支援、日中一時支援等）

北栄町精神障がい者相談員の設置状況聴き取り

対応者：H30.6.15（金）北栄町福祉課福祉支援室但馬主任（主任・社会福祉士）

●設置日：平成 29 年 7 月 27 日

●相談員：本多まどかさん

●報酬：年 24,900 円（身体障がい者相談員・知的障がい者相談員と同額）

●経緯

- ・精神障がい者家族会より毎年要望があり、相談員にふさわしい方を家族会から推薦していただければ検討すると回答していた。
- ・いい人材があり、制度創設に至る。
- ・本多さんは、現在では、北栄町精神障がい者家族会の会長となっている。

●体制

- ・精神障がい者家族会の事務局は、北栄町社会福祉協議会内に所在
- ・相談員の連絡先は社会福祉協議会。そのため、社会福祉協議会の開館時間内での対応
- ・相談員は常駐せず、社会福祉協議会が相談を受けた際に、相談員へつなぐ体制

●相談の状況

- ・相談員と役場職員が同席して相談を受けたことがこれまでに 1 回。うまく相談を受けることができ、2 回目の相談につながった。
- ・ただし、実際は、社会福祉協議会で受けた相談案件は、北栄町役場に引き継がれるケースがほとんど。